

西東京市入札等監視委員会審議報告書

令和元年 10 月

西東京市入札等監視委員会

目 次

1	はじめに	1
2	委員会委員	1
3	契約・入札参加資格者の状況	1
	(1) 工事契約件数及び単価契約を除く契約金額	1
	(2) 入札参加資格者数（工事）	2
4	審議経過	2
	(1) 委員会の開催状況	2
	(2) 審議内容・件数	2
	① 入札及び契約手続の運用状況	2
	② 落札率	3
5	委員会の主要な審議内容及び意見	3
	① 業者の選定について	3
	② 最低制限価格について	4
	③ 総合評価方式について	4
	④ 長期継続契約について	7
6	その他報告事項	7
	① 指名停止について	7
	② 西東京市優秀工事表彰について	8
7	終わりに	9

1 はじめに

西東京市入札等監視委員会は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」第17条に基づいて定められた「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」第2第1項第2号（入札及び契約の過程並びに契約の内容について学識経験を有する者等の第三者の意見を適切に反映する方策に関すること）に基づき、入札及び契約手続の公平性並びに透明性を確保するため、平成15年度に設置されたものである。

西東京市が発注する工事に係る入札及び契約手続の運用状況等について報告を受け、競争参加資格の設定、入札に係る指名の経緯及び入札経過等に関して審議を行っている。

今般、任期の満了を迎えるに当たり、平成29年度及び平成30年度の入札・契約等に関し意見を取りまとめて整理し、その結果を市長に報告するものである。

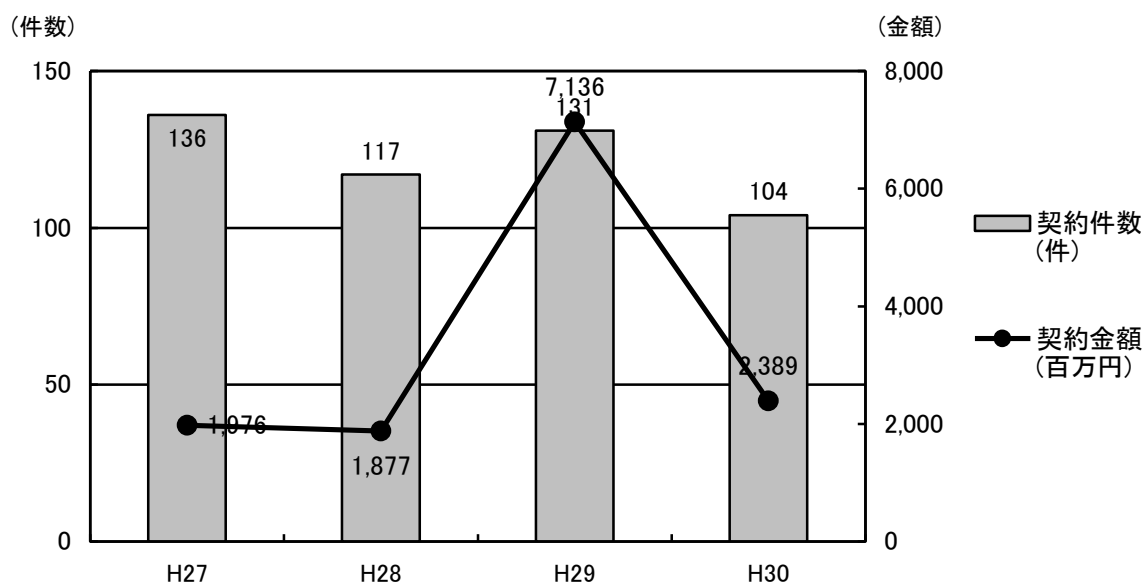
2 委員会委員

本委員会の委員は、任期が2年、大学教授、弁護士、公認会計士の学識経験者で構成され、委員の互選により委員長を選任した。各委員は、次のとおりである。

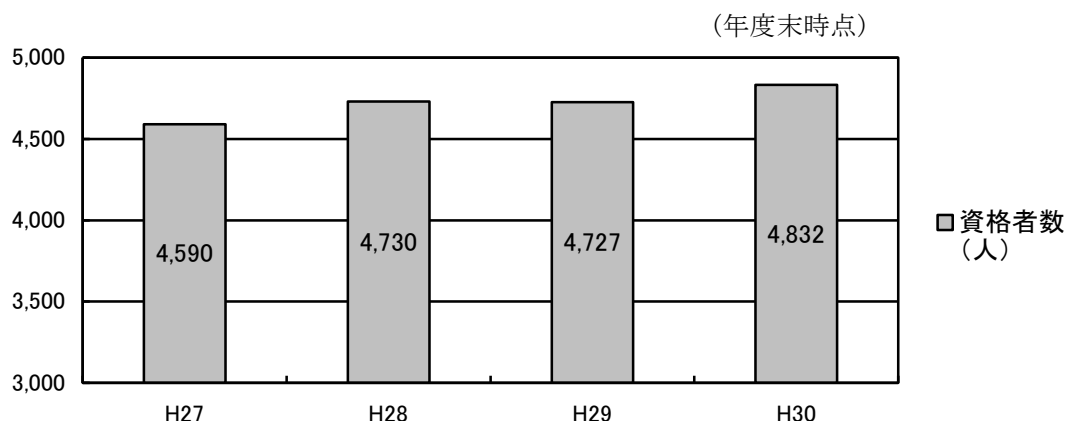
委員長	川上 俊宏	(弁護士)
委員長代理	岡本 三彦	(大学教授)
委員	中村 元彦	(公認会計士)

3 契約・入札参加資格者の状況

(1) 工事契約件数及び単価契約を除く契約金額 ※事業担当課契約を除く



(2) 入札参加資格者数（工事） ※設計・測量を含む



4 審議経過

(1) 委員会の開催状況

年度	開催日	審議対象期間
平成29年度	平成29年8月9日	平成29年4月1日～6月30日
	平成29年11月7日	〃 7月1日～9月30日
	平成30年2月19日	〃 10月1日～12月31日
平成30年度	平成30年6月1日	平成30年1月1日～3月31日
	平成30年8月20日	〃 4月1日～6月30日
	平成30年11月6日	〃 7月1日～9月30日
	平成31年2月20日	〃 10月1日～12月31日
令和元年度	令和元年5月31日	平成31年1月1日～5月7日

※ 本委員会については、非公開とし、各会について議事概要を公開。

(2) 審議内容・件数

① 入札及び契約手続の運用状況

入札方法	審議件数	建築工事	土木工事	設備工事
制限付一般競争入札	4(6)	2(3)	—	2(3)
工事希望制指名競争入札 [うち総合評価方式試行]	14(84) [4(4)]	3(21) —	8(39) [4(4)]	3(24) —
指名競争入札	13(73)	6(27)	3(15)	4(31)
随意契約	14(30)	2(5)	5(8)	7(17)
合計	45(193)	13(56)	16(62)	16(75)

()内は審査抽出対象数

※ 審議案件の抽出は、四半期ごとの入札方式別に原則として契約金額の高額な案件から2件とし、総合評価方式については全件とした。

※ 30年度第4四半期については、対象案件が少なかったため、同年度5月7日までを対象とした。

※ 審議抽出対象は、単価契約を除く予定価格が130万円を超える工事案件とした。

② 落札率

年 度	工 事 種 別		
	土 木	建 築	設 備
平成29年度	93.5%	97.9%	84.1%
平成30年度	90.4%	96.9%	90.0%

※ 案件毎の落札率合計値を契約件数で除した平均値

※ 審議抽出対象全件及び年度推移について報告を受け審議した。

5 委員会の主要な審議内容及び意見

委員会の入札契約制度に関する主要な内容について、次のとおり主な意見を抽出し、今後の課題等として報告をまとめる。

① 業者の選定について

指名競争入札は、発注者が資力、信用その他について適当と認める基準等で定める案件の規模に応じた業者数を指名し、入札により競争させ、契約の相手方を決定する方法である。工事における指名競争入札の業者選定については、西東京市指名競争入札指名基準に基づき適正な指名が行われている。同基準には市内業者（市内に本店を有する）及び準市内業者（市内に支店等を有する）についての優先規定があり、それに則り指名業者選定委員会及び契約担当者が業者の選定を行っている。

[主な意見]

- ・ 市外業者が選定されずに参加できなかった案件が不調になると、市外業者が申請する意欲を無くすおそれがある。
- ・ 入札結果において、市外業者が入札に参加しなかったときの入札金額は高い傾向がある。
- ・ 市外業者が入札に参加することにより落札率が大幅に低下している。
- ・ 災害時の対応など、市内業者を優遇する理由を広く周知する必要があると思われる。
- ・ 競争力を高めるための一案として、市内業者のみの競争においては指名業者数を増やすべきと考える。
- ・ 市外業者や準市内業者が参加していない入札において、指名された市内業者がほとんど辞退というケースもある。競争性を排除するために市外業者や準市内業者を指名しなかったとも受け取られかねない。

【市への要望事項等】

西東京市のみならず、他自治体においても、地域経済の発展、市内業者の保護・育成、防災時の対応等の観点から、業者の選定や指名において、入札参加について地元業者に優遇措置を設けているところではある。しかしながら、市内業者のみ選

定した案件において辞退が続出するケースが生じたり、そのような状況が頻回となると、競争性の確保に支障が生じ、また市内業者間における談合まで疑われかねない。

西東京市では、上記の意見を踏まえ、業者選定において案件の内容や業者の希望状況に応じて柔軟に準市内業者についての指名を行えるよう、見直しを行ったということであるが、今後も指名業者数を増やすなど、適正な指名を心掛け、入札における競争性の確保、透明性の向上を図ることを望む。

② 最低制限価格について

最低制限価格制度は、工事の適正な施工を確保するため、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者と決定する制度である。西東京市においては、平成29年4月1日に見直しを行い、現在の算定方法は次のとおりである。

$$\left(\begin{array}{l} \text{最低制限価格} = (\text{直接工事費} \times 97\% + \text{共通仮設費} \times 90\% \\ \quad + \text{現場管理費} \times 90\% + \text{一般管理費} \times 55\%) \times 108/100 \\ \quad (\text{ただし、予定価格の} 9/10 \text{から} 7/10 \text{の範囲内}) \\ \text{※特別なものについては、} 9/10 \text{から} 7/10 \text{の範囲内で別に定めることができる。} \end{array} \right)$$

[主な意見]

- ・ 最低制限価格を下回ったため、入札が無効となったものも多く見受けられるが、その金額が著しく低くなっている場合、ダンピングに該当するのか、履行可能な金額なのか検証を行う必要もあると思われる。
- ・ 建築工事等ではその完成度を確保するために制度の意義は理解できる。しかし解体工事についてはそのような要求はなく、積算の根拠も他工事に比べると実態とずれる可能性が高いため、最低制限価格の必要性は低いと感じる。
- ・ 最低制限価格は全国的にも引き上げ傾向にある。

【市への要望事項等】

本制度の運用については、平成29年4月1日に参考としている中央公共工事契約制度運営連絡協議会の数式の変更に伴い制度改正（計算式の細分化、最低額の引き上げ）が行われ、また次項③の総合評価方式においては最低制限価格を撤廃するなど、適宜見直しを図ってきているとのことであるが、最低額を引き上げると、予定価格と最低制限価格との幅が狭まり、競争のダイナミズムが失われることにも配慮しながら、引き続き国や他自治体、建設業界の動向を注視し、課題や問題点等があれば、柔軟に対応をしていくことを望む。

③ 総合評価方式について

総合評価方式は、優良な社会資本整備、ダンピング防止・安定的な品質確保・不良不適格業者の排除、建設業者の育成等の多様なメリットがあるとされている。

西東京市においては、「施工能力審査型（特別簡易型）」にて平成23年度より試行実施しており、平成29年4月に対象工事、評価項目等、次いで平成31年4月に落札者の決定方法及び価格以外の評価点の見直しを行った。

当方式により平成29年度に3件、平成30年度に2件の入札を実施しており、平成30年度の2件については、最低価格での入札者以外の者が総合評価点により落札者となった。

採用された価格以外の評価点（施工能力評価点）の一覧表

評価項目【必須・選択の別】		評価基準	評価点	配点	
企業 の 技 術 力	企業の 施工能力	①同種工事の 工事成績点の平均 【必須】	85点以上	9点	9点
			83点・84点	8点	
			80点～82点	7点	
			78点・79点	6点	
			75点～77点	5点	
			73点・74点	4点	
			70点～72点	3点	
			65点～69点	2点	
			60点～64点	1点	
			55点～59点又は該当なし	0点	
	54点以下	-2点			
	②同種工事の実績 【必須】	本市又は他官公庁から受注した同種・同規模以上工事あり	2点	2点	
		本市又は他官公庁から受注した同種・類似工事あり	1点		
上記以外		0点			
③不良工事等の有無 【必須】	なし	0点	0点		
	あり	-2点			
④優良工事实績 【必須】	実績あり	1点	1点		
	実績なし	0点			
配置予定 技術者の 能力	⑤保有資格 【必須】	1級技術者	2点	2点	
		2級技術者	1点		
		その他の技術者	0点		
	⑥施工実績 【選択】	85点以上	4点	4点	
		75点～84点	3点		
		70点～74点	2点		
65点～69点		1点			
55点～64点又は該当なし	0点				
54点以下	-2点				
現場代理 人の能力	⑦現場実績 【選択】	本市又は他官公庁から受注した同種・同規模以上工事あり	2点	2点	
		本市又は他官公庁から受注した同種・類似工事あり	1点		
		上記以外	0点		
技術者の 育成・確 保	⑧若手技術者(35歳以下)の配置 【必須】	配置している	1点	1点	
		配置していない	0点		
地域精通	⑨営業所の所在地	市内業者として継続的に営業	2点	2点	

企業の信頼性・社会性		【必須】	準市内業者として継続的に営業	1点	
			上記以外	0点	
	地域貢献	⑩災害応急復旧工事の協定及び建設機械の保有状況【選択】	協定あり、かつ、建設機械を保有	2点	2点
			協定あり	1点	
			協定なし	0点	
		⑪緊急工事等の単価契約実績【選択】	実績あり	1点	1点
			実績なし	0点	
		⑫西東京市消防団員の雇用実績【選択】	実績あり	1点	1点
	実績なし		0点		
	⑬市内事業者の活用【選択】	下請負人に市内事業者を活用予定	1点	1点	
		活用予定なし	0点		
	環境配慮	⑭環境マネジメントシステムの取得【選択】	取得している	1点	1点
			取得していない	0点	
	労働福祉	⑮建設業退職金共済制度等【必須】	加入している	1点	1点
			加入していない	0点	
		⑯法定外労働災害補償制度【選択】	加入している	1点	1点
			加入していない	0点	
		⑰社会保険等の加入状況【必須】	加入している	0点	0点
			加入していない（適用除外を除く）	-2点	
	⑱労務単価【選択】	2省協定労務単価の90%以上	1点	1点	
上記以外		0点			
社会貢献	⑲高齢者の雇用状況【選択】	65歳以上。雇用期間1年以上	1点	1点	
		上記以外	0点		
	⑳障害者の雇用状況【選択】	雇用実績あり。雇用期間1年以上	1点	1点	
		上記以外	0点		
	㉑男女平等参画の推進【選択】	制度あり	1点	1点	
		制度なし	0点		

[主な意見]

- ・ 価格以外の評価点が一番低い業者が辞退するケースがあったが、点数が低いと受注が難しいことを業者が認識できるということも制度の趣旨の一つと考える。
- ・ 最低価格での入札者以外の者が落札者となった案件では、価格以外の評価点の差が各項目の微妙な積み上げによって生まれた。良い工事を積み上げたことで逆転し、制度の趣旨が反映された結果となったと思われる。
- ・ 価格以外の評価点が他者に比べ著しく低い業者の参加意欲をどのように高めていくのが課題である。
- ・ 価格以外の評価点においては、同種工事の工事成績点の占める比率が非常に高いため、評価点を高めるためにはやはり工事实績を積み上げていくしかない。

【市への要望事項等】

西東京市が採用している総合評価は、数次の改正を経て現在の形となっているということであり、平成29年4月の改正以降では、最低価格で入札したものではなくそれより高価格での入札者が落札するという、これまでにない結果も現れた。このことは、現状に応じた評価項目や価格点の算出方法を検討し、当制度の趣旨に適合させてきた成果であると評価する。

平成31年4月には、平成30年度中の委員会で議題にもなったダンピング対策や労働単価を加味した制度改正を行ったとのことであるが、引き続き試行を行う中で、価格の有利性（経済性）について留意する一方、これらの効果について検証を行い、今後もより総合的な競争が行われ、業者においても優良な工事を目標とする意欲をかき立てるような制度となっていくことを期待する。

④ 長期継続契約について

複数年契約について、西東京市では債務負担行為により予算で認められた場合のみ行われている。一方で条例を制定することで運用可能な長期継続契約については、多摩地区26市中22市において制定されている。西東京市においてもその導入は必要か。事業執行課からも、その必要性について要望が上がっている。

西東京市の債務負担行為の対象案件としては、リース契約や一部の大規模な工事や施設改修等に限られており、役務提供型の委託契約等も対象としている他自治体の長期継続契約に比して、対象は狭くなっている。

[主な意見]

- ・ 現制度でも複数年契約は可能。新たに長期継続契約の導入については特に必要無いとも考える。
- ・ 議会によるチェックは必要と思われる。
- ・ 長期継続契約では予算が可決されない場合には契約ができず、業者とのトラブルが予想される。
- ・ 複数年契約をすることで、単年度当たりの契約額が安くなる、業者は人員確保の見通しが立てやすくなるという理由で推奨する考えもあるが、当初の複数年契約が満了した以降、競争相手がいなくなることで、契約額が高額になることも考えられる。
- ・ 複数年契約において、粗悪な業者と契約をしてしまった場合に取り返しがつかなくなる。

【市への要望事項等】

複数年契約を締結する場合、債務負担行為による方が予算の裏付けがあるので、裏付けのない長期継続契約よりも、より確実な方法といえる。地方自治法改正後、15年近くにわたり、条例を制定せずに対処してきたにもかかわらず、この段階で条例を制定して、これまで認めてこなかった長期継続契約を認める合理性は小さく、むしろ議会において個別の案件ごとの審議を経ないことで制度としては後退するとも考えられる。また、業者保護の観点からも、契約において予算の根拠のある方が適切であろう。

また、対象業務を限定した長期継続契約を導入することも考えられるが、役務提供型の契約について、複数年契約を締結することには問題があることなどから、慎重に扱う必要がある。

複数年契約を締結する方法としては、債務負担行為による場合と長期継続契約

による場合があるが、いずれにも長所短所があるところ、これまで西東京市では、地方自治法改正後も条例を制定せずに対処してきたこと、それにもかかわらず条例を制定するとなると議会のチェック機能を弱めることになり妥当性を欠くこと、現に長期継続契約の条例を制定していない自治体もある以上、これまでのやり方を改める必要は認められないと考える。

6 その他報告事項

① 指名停止について

指名停止については、契約の相手方として不適当な者を排除し、指名の公正と契約の確実な履行を確保するため、西東京市指名停止基準に基づき措置を講じている。

指名停止の運用状況

指名停止理由	件数
贈 賄	0
独占禁止法違反	14
違法行為・社会的信用失墜等	1
合 計	15

※ 指名停止の措置状況について、全件の報告を受けた。

【意見】

指名停止については、市独自の基準に従い適正に運用されている。厳格な姿勢で臨んでいることを示すためにも、不正防止等には厳しい対応を今後も望むものである。

② 西東京市優秀工事表彰について

西東京市優秀工事表彰については、市が発注した工事を優秀な成績で施工し、他の模範となる受注者及び技術者を表彰することにより、受注者の施工意欲を喚起するとともに、工事の品質及び適正な施工の確保を図るため、平成25年度に完成した工事から適用されている。

年 度	工 事 件 名	受 注 者 名
平成 29 年度	白子川上流六号雨水幹線ポンプ施設築造工事	大春建設(株)
	西東京都市計画道路3・4・21号線道路築造工事 (2工区)	丸義建設(株)
平成 30 年度	西東京都市計画道路3・4・21号線道路築造工事 (3工区)	丸義建設(株)
	市道118号線電線共同溝整備工事(2工区)	丸義建設(株)
	芝久保町四丁目地内雨水対策工事	大春建設(株)
	上向台小学校校舎外装大規模改造工事(第二期)	瀬間工業(株)

【意見】

西東京市優秀工事表彰については、工事の施工状況について、正当な評価が行われることにより、受注者及び技術者において、施工の質を向上させようとする意欲が働くこと、また、市ホームページに掲載することにより知名度等が広がることを考えられる。今後、インセンティブが適切に機能することにより、他の業者に対して当該制度の目的である施工意欲の喚起等の効果がもたらされ、公共工事の品質向上や建設業者の育成に繋がることを期待する。

なお、工事成績点の評定結果は、優秀工事を表彰するほか、総合評価方式の企業の施工能力の評定点に影響する重要な要素となるため、市監督員及び検査員は、公正性と公平性を十分認識のうえ、客観的かつ継続的に評定を実施されるよう望む。

7 終わりに

以上のように本委員会では、平成29年度及び平成30年度の2か年度の入札、契約手続き等について審議を行ってきた。建設業界を取り巻く状況としては、現場を担う労働者の高齢化や若者の減少が顕著となっており、その労働者の待遇や環境の改善を目的とした取り組みとして、自治体における公契約条例の制定や、建設キャリアアップシステムの導入などが近年進められている。

西東京市は、このような状況を踏まえ、最低制限価格や総合評価方式における制度の見直しなど、必要となる措置を講じてきたところであるが、地方公共団体の締結する契約においては、地方自治法上、価格の有利性（経済性）が最も重視される要素とされていることから、今後も入札及び契約手続において、競争性、公平性及び透明性に十分に留意しながら、より良い入札制度として改善していくことが望まれる。そして、それにより安価で良質なサービスとして市民へ還元されるよう、引き続き尽力されることを期待するものである。